

保育所保育料

現行制度

国基準（保育所）（月額）

		3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市民税 非課税世帯	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層	市民税 課税世帯	19,500円	16,500円	16,500円
第4階層	所得税課税世帯 40,000円未満	30,000円	27,000円	27,000円
第5階層	所得税課税世帯 40,000円以上 103,000円未満	44,500円	33,320円	27,190円
第6階層	所得税課税世帯 103,000円以上 413,000円未満	61,000円	33,320円	27,190円
第7階層	所得税課税世帯 413,000円以上 734,000円未満	79,420円	33,320円	27,190円
第8階層	所得税課税世帯 734,000円以上	79,420円	33,320円	27,190円

紀の川市H26保育所保育料（月額）

	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第1階層	0円	0円	0円
第2階層	7,200円	4,800円	4,800円
第3階層	15,600円	13,200円	13,200円
第4階層	24,000円	21,600円	20,000円
第5階層	35,600円	26,400円	21,600円
第6階層	48,800円	28,100円	22,900円
第7階層	64,000円	29,700円	24,300円
第8階層	74,800円	31,300円	25,500円



保護者の負担割合（残りは市が負担）

	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第2階層	80%	80%	80%
第3階層	80%	80%	80%
第4階層	80%	80%	74%
第5階層	80%	79%	79%
第6階層	80%	84%	84%
第7階層	81%	89%	89%
第8階層	94%	94%	94%

* 網掛部分は保育単価限度（171人以上の保育単価を適用）

1. 現行制度において、市では子育て支援のため、国の基準よりも保育料を独自に軽減。

保育所保育料

新制度

国基準（保育所）

（月額）

		3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
第3階層	所得割額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	16,500円	16,300円
第4階層	所得割額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円	27,000円	26,600円
第5階層	所得割額 169,000円未満	44,500円	43,900円	33,320円	32,700円	27,190円	26,700円
第6階層	所得割額 301,000円未満	61,000円	60,100円	33,320円	32,700円	27,190円	26,700円
第7階層	所得割額 397,000円未満	79,420円	78,000円	33,320円	32,700円	27,190円	26,700円
第8階層	所得割額 397,000円以上	79,420円	78,000円	33,320円	32,700円	27,190円	26,700円

* 網掛部分は保育単価限度（171人以上の保育単価を適用）

* 網掛部分の短時間は国の基準に従い、標準時間の▲1.7%（100円未満切り捨て）で計算

同じ
負担割合
で計算

紀の川市H27保育所保育料

（月額）

		3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層		7,200円	7,100円	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円
第3階層		15,600円	15,400円	13,200円	13,000円	13,200円	13,000円
第4階層		24,000円	23,600円	21,600円	21,300円	20,000円	19,700円
第5階層		35,600円	35,000円	26,400円	26,000円	21,600円	21,300円
第6階層		48,800円	48,000円	28,100円	27,700円	22,900円	22,600円
第7階層		64,000円	63,000円	29,700円	29,200円	24,300円	23,900円
第8階層		74,800円	73,600円	31,300円	30,800円	25,500円	25,100円



保護者の負担割合			
	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第2階層	80%	80%	80%
第3階層	80%	80%	80%
第4階層	80%	80%	74%
第5階層	80%	79%	79%
第6階層	80%	84%	84%
第7階層	81%	89%	89%
第8階層	94%	94%	94%

1. 新制度の保育料（利用者負担額）は、国の基準を上限として市町村が設定する。
2. 新制度においても現保育料との乖離をできる限り少なくするため、現状の軽減率（市の負担による保育料の軽減）を適用する。
3. 標準時間と短時間の保育料について、国では標準時間の98.3%（▲1.7%）の設定となっており、国に準じた割合とする。

保育所保育料

新旧制度での保育料比較

(月額)

		3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
第2階層	市民税非課税世帯	¥0	¥-100	¥0	¥0	¥0	¥0
第3階層	所得割額 48,600円未満	¥0	¥-200	¥0	¥-200	¥0	¥-200
第4階層	所得割額 97,000円未満	¥0	¥-400	¥0	¥-300	¥0	¥-300
第5階層	所得割額 169,000円未満	¥0	¥-600	¥0	¥-400	¥0	¥-300
第6階層	所得割額 301,000円未満	¥0	¥-800	¥0	¥-400	¥0	¥-300
第7階層	所得割額 397,000円未満	¥0	¥-1,000	¥0	¥-500	¥0	¥-400
第8階層	所得割額 397,000円以上	¥0	¥-1,200	¥0	¥-500	¥0	¥-400

1. 新制度では、短時間について階層の変更がない場合、安い保育料となる。
2. 新制度では、標準時間について階層の変更がない場合、同じ金額の保育料となる。

幼稚園保育料

現状

H26	智徳 (月額)		
	保育料	就園補助	実質保育料
第1階層	18,000円	25,667円	円
第2階層	18,000円	16,600円	1,400円
第3階層	18,000円	9,600円	8,400円
第4階層	18,000円	5,183円	12,817円
第5階層	18,000円	円	18,000円

愛の光 (月額)		
保育料	就園補助	実質保育料
18,000円	25,667円	円
18,000円	16,600円	1,400円
18,000円	9,600円	8,400円
18,000円	5,183円	12,817円
18,000円	円	18,000円

あおば (月額)		
保育料	就園補助	実質保育料
23,793円	25,667円	円
23,793円	16,600円	7,193円
23,793円	9,600円	14,193円
23,793円	5,183円	18,610円
23,793円	円	23,793円

* 現在、紀の川市内の幼稚園は私立3園のみ。

* 幼稚園保育料は年齢による違いがある幼稚園もあるため、平均の保育料を掲載。

* 就園奨励補助は所得（各階層）により金額が異なる制度。

H27以降で新制度に移行した幼稚園の保育料 (月額)

		全年齢児
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	4,800円
第3階層	所得割額 77,100円以下	12,900円
第4階層	所得割額 211,200円以下	16,400円
第5階層	所得割額 221,201円以上	21,900円

52%

第2階層
のみ金額

80%

80%

85%

保育所保育料
1階層
2階層
3階層
4階層
5階層
6階層～

同じ
負担割合

国基準

		(月額) 全年齢児
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,100円
第3階層	所得割額 77,100円以下	16,100円
第4階層	所得割額 211,200円以下	20,500円
第5階層	所得割額 221,201円以上	25,700円

1. 新制度の保育料（利用者負担額）については、保育所保育料との保護者負担を公平にするため、保育所保育料の負担割合（80%）を適用する。
2. 第2階層の保育料のみ、同じ負担割合を適用すると、保育所保育料よりも高くなるため、金額（4,800円）に合わせた軽減率（52%）を適用する。

幼稚園保育料

新旧制度での保育料比較

(月額)

		智徳	愛の光	あおば
		全年齢児	全年齢児	全年齢児
第1階層	生活保護世帯	¥0	¥0	¥0
第2階層	市民税非課税世帯	¥3,400	¥3,400	¥-2,393
第3階層	所得割額 77,100円以下	¥4,500	¥4,500	¥-1,293
第4階層	所得割額 211,200円以下	¥3,583	¥3,583	¥-2,210
第5階層	所得割額 221,201円以上	¥3,900	¥3,900	¥-1,893

1. 新制度では、2園で高く、1園で安い保育料となる。